

松山市長 野 志 克 仁

松山市こども食堂登録制度実施要綱をここに公布する。

記

松山市こども食堂登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域等が取り組むこども食堂の活動を市が適切に把握し、その活動を支援するとともに、広く市民に紹介すること等を通じて、こども食堂の普及及び啓発を図り、こども食堂をはじめとするこどもの居場所づくりを応援しやすい社会の気運を醸成していくため、松山市こども食堂登録制度の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「こども」とは、松山市こども食堂支援事業補助金交付要綱（令和4年要綱第12号。次項において「補助金要綱」という。）第2条第1項に規定する「こども」をいう。

2 この要綱において「こども食堂」とは、補助金要綱第2条第2項に規定する「こども食堂」をいう。

(登録要件)

第3条 こども食堂の登録の要件は、次のとおりとする。

- (1) 市内で継続的にこども食堂を実施する団体であること。
- (2) 団体の規約、会則又はこれらに準じるものを備えていること。
- (3) 政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体その他反社会的な勢力に該当する団体による活動でないこと。
- (4) 政治的・宗教的な公平性・中立性及び経営の透明性が確保されていること。
- (5) 営利を目的としないこと。
- (6) こども食堂の利用者（以下「利用者」という。）からこども食堂の利用料を徴収する場合の当該利用料は、材料費等の実費相当額の範囲内とすること。
- (7) こども食堂と併せてこども食堂以外の事業を実施する場合は、当該事業に係る活動

内容及び経費等について、こども食堂に係るものとの区別が明らかであること。

(8) 食品衛生関係法令のほか、保健所の指導を遵守し、衛生管理に努めること。

(9) アレルゲンの情報提供その他アレルギーのある利用者へ配慮すること。

(10) 利用者の個人情報及びプライバシーの尊重・保護に努めること。

(11) こども食堂を実施する際に知り得た利用者の秘密を漏らしてはならないこと。

(12) 前各号のほか、本登録制度の趣旨に照らし、不相当と認められる事情がないこと。

(登録の届出)

第4条 こども食堂の登録を希望する当該こども食堂の運営団体（以下「運営団体」という。）は、松山市こども食堂登録届（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に届け出るものとする。

(登録等)

第5条 市長は、前条の規定による届出があった場合は、速やかにその内容を審査し、登録要件を満たすと認めるときは、松山市こども食堂登録簿（様式第2号）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録したときは、松山市こども食堂登録通知書（様式第3号）により、運営団体に通知するものとする。

3 市長は、運営団体がこども食堂の情報の公表を希望したときは、当該こども食堂の情報を市ホームページ等で公表することができる。

(登録の変更)

第6条 運営団体は、第4条の規定により届け出た事項に変更があったときは、速やかに松山市こども食堂変更届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、登録した事項を変更するものとする。

(登録の廃止)

第7条 運営団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに松山市こども食堂廃止届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

(1) こども食堂を取りやめるとき。

(2) 登録要件を満たさなくなったとき。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、登録を廃止するものとする。

(助言及び指導)

第8条 市長は、運営団体に対し、こども食堂を適正に運営するために必要な事項につい

て助言し，又は指導することができる。

(登録の取消)

第9条 市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，こども食堂の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録届の内容に虚偽があり，登録要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 前条の規定による助言又は指導を行ったにもかかわらず，必要な対応がなされないとき。
- (3) 前2号のほか，本登録制度に適さない運営団体であると市長が認めるとき。

2 市長は，前項の規定により登録の取消しを決定したときは，松山市こども食堂登録取消通知書（様式第6号）により運営団体に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この要綱は，令和8年4月1日から施行する。